

第2回熊本市・城南町合併協議会会議録

日 時 平成20年12月1日(月)

会 場 熊本全日空ホテルニュースカイ2階「平安」

開会時間 15時00分

終了時間 16時35分

○ 出席委員等(28名)

会 長 幸 山 政 史

副会長 八 幡 紀 雄

委 員 西 島 喜 義 舩 田 紘 一 牛 嶋 弘

江 藤 正 行 上 村 恵 一 戸 内 敏

大 寫 澄 雄 前 田 勝 村 田 政 時

植 村 米 子 松 村 造酒夫 森 日 出 輝

永 島 賢 治 濱 崎 哲 彌 栄 田 眞 一

東 家 武 子 山 下 孝 司 中 島 健 士

中 山 亘 中 沢 洋 子 松 岡 鶴 男

村 上 征 吾 緒 方 直 明 岩 下 盛 起

本 田 恵 則 檜 山 隆 昭

○ 欠席委員等

なし

○ 幹 事 (3名)

寺 本 敬 司 前 健 一 岩 永 正

大 澤 悟 (欠席)

第2回熊本市・城南町合併協議会次第

日 時：平成20年12月1日（月）午後3時～
場 所：熊本全日空ホテルニュースカイ2階「平安」

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 報 告

議員専門部会からの報告

(2) 協 議

協議第 1号 合併の方式について

協議第 2号 合併の期日について

協議第 3号 新市の名称について

協議第 4号 新市の事務所の位置について

協議第21号 環境保全関係事業について

協議第25号 水道関係事業について

協議第26号 電算関係事業について

3 その 他

4 閉 会

司会

それでは、定刻になりましたので、第2回熊本市・城南町合併協議会を始めさせていただきます。皆様方には御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

ここで、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。御手元の方に1枚もので「会次第」「席次表」及び「出席委員名簿」冊子で「協議会資料」以上の3種類の資料を配布致しておりますけれども、不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

御確認ありがとうございました。それでは、御手元に配布致しております会次第に従いまして、進めてまいりますのでよろしくお願い致します。

それでは、本協議会会長であります幸山熊本市長が御挨拶申し上げます。

幸山熊本市長

皆さん、こんにちは。それでは第2回目の熊本市・城南町合併協議会の開催にあたりまして一言御挨拶申し上げます。まずは、各委員の皆様方には大変お寒い中、またもう師走に入りましたけれども、御忙しい中にも関わらず御出席いただきましたことに厚く御礼申し上げます。また本日の協議も何卒皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

改めてではございますが、この協議会10月31日に第1回目の会議を開催致しまして、その中の協議会の会議運営に係る諸規程案、或いは今後の事業計画、協議項目等につきまして御承認をいただいたところでございます。それを受けまして11月25日で行っていただきましたが、第1回目の議員専門部会を開催していただきまして前回の協議会で御承認いただきました7つの付託項目、このうち4項目につきまして審議を行っていただいたところでございます。これにつきましては、後ほど御報告を申し上げますと共に、本日の協議項目として提案をさせていただいておりますので、何卒御審議のほどお願い申し上げる次第でございます。また各作業部会におきましては、現在事務事業の制度比較を行いまして合併した場合の調整方針の検討を進めているところでございます。本日は、その中で作業部会での検討が終了致しました環境保全部会、水道部会、電算部会、以上3部会関係につきまして提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、こちらにつきましても御審議ほど何卒よろしくお願い申し上げます。

このように本日からいよいよ協議項目の一つ一つにつきまして具体的に御審議をいただくことになってまいりますので、委員の皆様方にはなにかと御苦勞お掛けすることになるかと存じますけれども、御理解の上、ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

当協議会では、任意協議会での検討結果を踏まえまして、合併に関する各種事業の調整方針等を正式に決定するということになるわけではありますが、両市町にとってより良い方針が示せることを期待致しております。今後ともこれまで両市町が一つ一つ積み上げて参りましたことを大切にしながら、さらに両市町が相互理解を深め住民の皆様方に御理解していただけるよう精一杯努めて参る所存でございます。

最後に、熊本市及び城南町双方にとりまして意義のある合併が実現できますよう各委員の皆様方におかれましては忌憚のない活発な御意見を賜りますように重ねてお願いを申し上げます。冒頭にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い

い申し上げます。

司会

それでは、ここで第1回協議会に御都合により御欠席でございました委員さんを御紹介させていただきます。御名前をお呼びいたしますので一言御挨拶をお願いしたいと存じます。

それでは城南町商工会会長の村上様でございます。

村上委員

皆さん、こんにちは。1月からの任意協議会の委員として、またこれからの法定協議会の委員となりました、城南町商工会会長の村上でございます。第1回目から欠席致しまして10月30日でしたが、前々日に今まで考えたこともなかった犬との格闘がございまして両手首をやられました。そのため欠席致しました。やっと1か月過ぎましたので失礼ですがまだ片方をこうやっていますが、また一員として頑張りますのでどうぞよろしくお願ひします。

司会

続きまして、城南町工業振興連絡協議会会長の緒方様でございます。

緒方委員

こんにちは、緒方でございます。第1回目の協議会、ちょうど出張中で出席出来なかったこと、誠に申し訳ございませんでした。私は城南町出身でございまして、城南町でも現在大変町長さんを始め皆様にお世話になりながら美少年という酒屋をやっております。熊本ではニュースカイホテルというこれまた市長さんを始め委員の皆さんにお世話になりながら、両方で仕事をさせていただいているという関係上、今回の委員として参加させていただいて大変有り難いことだと思っています。まだ何もわかっていませんけれども、どうぞよろしくお願ひ致します。

司会

ありがとうございました。なお、上村委員は少し遅れられるとの連絡を受けておりますのでお伝えしておきます。

それでは、これより次第3議事に入らせていただきます。会議の進行につきましては、協議会規約第10条第2項によりまして「会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、これより先の進行を幸山会長にお願いいたします。

幸山会長

それでは、規約によりまして「会長が議長を行う」ということでもありますのでここからは私が議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは早速でございますが、まず委員の「出席数について」でございますが、本日は先ほど御紹介にもありましたように上村委員が少し遅れるようでございますが、全員出席と伺っておりますので、協議会規約第10条第1項の定則数を満たしていますことをここに御報告を申し上げます。

次に会議録署名委員の指名を行いたいというふうにと存じます。会議録署名委員の指名につきましては、熊本市・城南町合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定によりまして「指名は議長が行う」ということになっておりますので、私の方から指名させていただきます。本日は熊本市側からは中山委員さんをお願いしたいと存じます。それから、城南町側からは戸内委員さんをお願いしたいと存じます。お二方どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして議事に入らせていただきます。最初に「報告」でございます。この報告につきましては、議員専門部会における審議の経過及び結果につきましても報告でございます。それでは事務局からの説明お願い致します。どうぞ。

事務局

協議会資料の4頁をお開きいただきたいと存じます。会長の御挨拶にもございましたように、11月25日に熊本市の議会棟におきまして第1回の議員専門部会が開催されております。当日は両市町それぞれ13名の委員さん全員の御出席で開催されまして、規約によりまして委員互選により部会長、副部会長の選任で記載されておりますように、部会長に嶋田幾雄議員、副部会長に城南町の山本清光議員をそれぞれ御選出されております。

続きまして、付託しております7つの項目のうち4項目につきまして、御審議をいただきまして以下のとおり御決定いただいております。まず(1)でございますが、「合併の方式については城南町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。」ということ全員異議なく御承認いただいております。(2)の合併の期日につきましては、「平成22年3月31日までの間に住民の生活への影響等を勘案し改めて定める日とする」というのを一部異議はございましたけれども、賛成多数で御承認いただいております。(3)の新市の名称につきましては、「熊本市とする。」ということで、これも一部異議はございましたが、賛成多数で御承認いただいております。最後の新市の事務所の位置についてでございますが、「熊本市手取本町1番1号とする」というのも賛成多数で御承認をいただいております。報告は以上でございます。

幸山会長

只今、事務局の方から説明がありました議員専門部会からの報告についてでございますけれども、後ほど協議項目の中で具体的な御協議をいただくということになっておりますが、只今の報告に関しまして何か御質問等はございませんでしょうか？ここは特にございませんでしょうか？

(はい、と返答あり)

幸山会長

それでは、御質問等ないようですので、以上を持ちまして報告につきましては終わらせていただきます。

続きまして、協議に入らせていただきます。本日の協議でありますけれども、協議会次第でございますとおりの7件の協議項目となっておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

まず、協議第1号「合併の方式」について、これから第4号の「新市の事務所の位置について」でございますが、この4項目は関連がございますので一括して御説明を申し上げまして、その後御質問等を受けたいというふうに思いますのでどうぞ御理解の上、御協力をよろしくお願い申し上げます。それでは、事務局から一括しての説明をお願い致します。

事務局

少々長くなりますので失礼して座らせて御説明させていただきます。

協議会資料の8頁をお開きいただきたいと存じます。まず、協議第1号「合併の方式」でございます。参考資料として添付しておりますのは総務省がお示しされました法定協議会の運営マニュアルから一部抜粋しております。ここの冒頭に記載しておりますように合併の方式として「新設合併とするか、編入合併とするか、これは優先して議論されるべき事項である。またその一方で衆議を尽くして選択した方がよいとの意見もある」ということでございますが、この両論がございますが、いわゆる新設合併の場合、両市町の条例、規程はすべて失効することとなります。例えば、任意協議会でも調整方針でお示しいたしましたけれども、市の制度で統一する方向で検討すると。法定協で言いますならば、市の制度に統一するというような調整方針が書けなくなるということでございます。いわゆる714項目すべてで詳細な調整方針をお示ししなければならないということでございます。一方、編入合併となりますと、9頁に記載していますように編入する市町村の法人格、名称、事務所の位置、それから一番下に書いてあります条例・規則等はそのまま残ることとなりますので、例えば「熊本市の制度で統一する」という一行で調整方針をお示しすることができるといこととなりますことから、議員専門部会でも編入合併の方がいいのではないかと。という御結論をいただいております。

10頁をお開きいただきたいと存じます。これはいわゆる合併新法下での市町村合併の状況、全国の29の例を挙げさせていただいております。この中で中核市、県庁所在地というような大きな市と、規模が小さな町村が合併したところはすべて編入合併という形を取っております。このようなこともございまして、議員専門部会では編入合併ということで御承認をいただいております。

続きまして、11頁を御開きいただきたいと存じます。合併の期日につきましては、中ほどに掲げさせておりますけれども、合併の期日については、「平成22年3月31日までの間で住民生活で影響等を勘案して改めて定める日とする」と御提案させていただきたいと存じます。まず、前段でございますが、「平成22年3月31日まで」この期間に合併致

しますと国の合併支援プランの適用を受けることとなりまして国庫補助金でございますとか、地方交付税の優遇措置が受けられるという特典がございますので、この間で合併するという事で議員専門部会の方は御承認いただいております。また後段の部分でございます。「住民生活への影響等を勘案し改めて定める日」というふうに書かせていただいておりますのは、実は電算システムのスムーズな移行に必要な時間を算定してから改めて御提案申し上げたいと考えておりましてこのような表現にさせていただいております。と申しませんが、旧富合町と合併する際に土日2日間かかっております。この2日間で新市のシステムに移行したというような経験がございまして、この協議会以外にも熊本市は益城町と法定協議会で議論をしておりますし、さらには植木町とも近々に法定協議会を設置することになるかと思っておりますので、この電算システムの統合というのには、かなりの時間が必要になってくるのではないかと考えておりますのでこの辺の具体的な案が出来た後、改めて具体的な期日を提案させていただきたいというふうに存じております。

続きまして、13頁をお開きいただきたいと存じます。新市の名称でございますけれども、これは「熊本市とする」ということで議員専門部会でも御承認いただいております。先ほどの合併新法の下での合併の例にもございましたようにほとんどの編入合併を採った市町村は編入する側の市名、町名を採っていらっしゃいます。

続きまして、15頁でございます。事務所の位置でございますが、新市の事務所の位置につきましては「熊本市手取本町1番1号」とするとさせていただいております。これは職員の収容スペース等を勘案し市庁舎がございまして熊本市手取本町1番1号が適当であろうかと考えて御提案するものでございます。なお、以上4項目につきましては協議会の進め方としまして、前回第1回のときに、「初回に提案、次回以降承認」と会議の進め方として御説明させていただきましたが、これが大原則ではございますが、只今申し上げましたように今後の協議の根幹をなす基本的項目ですのでお許しいただけますならば、本日御承認いただければと存じます。事務局からは以上でございます。

幸山会長

只今、事務局の方から協議第1号「合併の方式」から協議第4号「新市の事務所の位置」までの4項目につきましては、本来ならば次回承認となるところでございますが、根幹となるものであり、今回承認をという提案がございましたけれども、皆様方の御意見をお伺いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか？

松岡委員さん、どうぞ。

松岡委員

8頁のところですか。新設合併か編入合併かということで御説明ありましたが、言葉的に「編入合併（吸収合併）」となっているのです。城南町は吸収されてしまうのかな？という感じが言葉の上ではそう捉えるのですが、よく聞きますと、両市町の諸制度を残すという意味では有効的だと思えます。基本的に一番私が気になるのは、対等的な精神での編入合併ということ。協議会でも決定されているという状況があるという説明文がありま

すが、具体的には今後いろんな調整についてのやり取りが行われると思いますけれども、基本的には対等な精神での編入合併というふうに解釈していいのか？というのをお尋ねしたいです。以上です。

幸山会長

それでは事務局の方から御説明をお願いします。

事務局

まず、この8頁の資料が「市町村合併法定協議会運営マニュアル（基本編）」という出来合いの資料と申し上げたら申し訳ないのですが、これを引かせていただいておりますのが一点でございます。ここでは（吸収）と書いてありますが、例えばこの前合併させていただきました富合町との協議の中で吸収という言葉は一度も使っておりません。私共事務局と致しましては、吸収という言葉の合併はまったく使う意思もないし、今後もそういうことは一切考えていないというのが一点でございます。それから、当然の事ながら対等の立場での合併と。協議自体も対等な立場で協議していくということでございます。実は、それぞれの法定協議会で別々ではございますが、先日益城町との法定協議会がございましてやはりそこが非常に大きな話題になりました。その中で今の調整方針としましては7頁でございますように合併の方式について「城南町を廃し、その区域を熊本市に編入」これは法的な言葉でして、法的には編入か新設かしかないということですので「編入する編入合併とする」と本文として御理解・御承認いただけるのでありましたら、それに付け加えるような形で只今のような対等な立場でということをつけ加えさせていただけたらと思っております。

幸山会長

只今、事務局の方から附帯意見として対等な立場でのというふうなことを盛り込んで、は？という（事務局の方から）松岡委員さんからの御尋ねを受けて提案があったところでございますが、この件につきまして他の委員さん方から御意見ございませんでしょうか？それから、もう一点は、本日この4件については御承認させていただいていいのかという2件につきまして皆様方に御諮りしたいと思っております。もし、御意見があればお願い致します。

前田委員さん、どうぞ。

前田委員

いずれの場合にせよ、合併に際しては両市町がすべて対等な立場で臨むことが必要ですと。近年の事例と見ると対等な精神での編入合併ということを協議会で決定しているケースもあると書いてありますように私は原案の通り編入合併で結構かと思っております。そういう気持ちでよろしくお願ひいたします。

幸山会長

はい、ありがとうございます。原案の通りでよろしいのでないかという前田委員さんからの御意見でございました。どうぞ他に御意見があれば伺ってまいります。特にございませんでしょうか？それでは、この4項目につきましては、本日採決をいただくという運びでございますでしょうか？

(はい、と返答あり)

幸山会長

ありがとうございます。それではこの協議第1号から第4号までにつきましてはの4項目は本日採決までさせていただきたいというふうに存じます。そういう中で第1号についてでございますけれども、附帯意見の話も出て参りましたところでございますけれども、原案の通り承認とするのか、それとも付帯意見を盛り込んだ形での承認とするのかということでございますが。

牛嶋委員さん どうぞ。

牛嶋委員

先ほど城南の委員さんからお話がありましたように、この原案文通りで城南の町民の皆さんにも説明がいかげなものであるかと思えますから、附帯意見の中に対等な立場でのという文言に附帯意見をしていただければと思います。

幸山会長

只今、牛嶋委員さんの方から附帯意見を付けては、という意見がございましたけれども、事務局の方から具体的に附帯意見の案文をといますか、それを御紹介した上でまた御審議をお願いしたいというふうに思います。それではお願いします。

事務局

では、誠に恐縮ですが、読み上げさせていただきます。ゆっくり読み上げさせていただきます。『熊本市と城南町の合併は、城南町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを尊重しつつ、「対等な立場」「互助の精神」の理念の下、「合併協議項目の調整方針」に基づく協議を行うことにより、両市町の一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとする。』以上でございます。これを附帯事項として付け加えさせていただくということでしょうか？

幸山会長

只今、事務局の方から附帯意見の紹介があったところでございますけれども、何か御意見等ございますでしょうか？

岩下委員さん どうぞ。

岩下委員

今御説明をいただきましたが、これだけの文章が出来ているということは、もともと用意されていたということですね？それをなぜ最初に言われなかったのか？それを言っていた方が私は嬉しかったですね。これをこちらから質問したからこれが出てきたというのはちょっと。邪気を回せば、おかしいことではないかと感じたんです。これを最初から言っただけいたら100点満点で抜群に良かったのですが。ところがこれを質問した後に出てくるということは、質問がなければこのまま行っていたということでしょう？そういうふうには考えたくないんですけど。

幸山会長

牛嶋委員さん、どうぞ。

牛嶋委員

反論ではございませんけれども、その前に、熊本市の議員さん13名と城南町さんから13名で審議をされた項目なのでそれを勝手に記載はできないわけなのです。ここはお分かりになりますか？ちゃんと議会できっちりと13名13名の対等議員さん達が審議された内容ですから、最初から書くとか云々とかできない項目なわけです。と私は議会議員として判断します。だからその中で前田委員さんから対等というお話が出て参りましたからこの附帯決議の中にこういう文言、私も提出させていただきましたが、よりよい皆さんで合併するという項目の中ですけれども、この4項目は議員部会で承認された事項ですから勝手にその中に作った云々じゃないんです。というふうに理解していただければ私たち議会人もそういうような立場でやっておりますからよろしくお願いします。

岩下委員

その辺のところは私は詳しくは分かりません。ただ、例えばその質問がなければ割愛するというのでしょうか？

幸山会長

あの、基本的に、最終決定の場はこの法定協議会の場なのです。当然議員専門部会の中でしっかりと練り上げていただいたものをこちらに出していただくと。そして、それをもとに協議をし、当然議員専門部会の中でもいろんな御意見が出ている、そして、この協議会の中でもそういう意見が出てくるというのであればそれを踏まえて附帯意見にするのかどうか、ということを私は会長の立場としてやるのが筋ではないかと思っております。事務局の方から最初から提案するというやり方も出来なくもないのですけれども、この協議会での意見、議論を尊重した上でどうするか、と最終的には決めたいというふうに思っております。

岩下委員

はい、わかりました。

幸山会長

はい、それでは栄田委員さんお願い致します。

栄田委員

只今、附帯意見の文案の御説明があったのですけれども、確かに私達の町のことを慎重に考えていただいてありがたく思っております。ただ、この冒頭のところで「熊本市と城南町の合併は、城南町の歴史・伝統・文化」とありますが、ここは両市町の方がよいのではないのでしょうか。熊本市にももちろん歴史・伝統・文化がお有りになりますし、むしろ両市町の方が頭から対等という形でよろしいのではないのでしょうか。

幸山会長

なるほど。このような御意見も出きたところでございますけれども、他に文案のことにつきまして何ございませんでしょうか？他にございませんでしょうか？それでは、今回の協議第1号につきましては附帯意見を付けてということで。また、今、栄田委員さんから提案のあった「両市町の」と、事務局から提案のあったものに「城南町の」ではなく「両市町の」と変更した形で採決を取らせていただいてよろしいのでしょうか？

(はい、と返答あり)

幸山会長

それでは、先ほど一括してと申し上げておりましたので、協議第1号はそういう整理で後ほど採決を取らせていただきたいと思います。協議第2号から第4号までで何かあればお願いいたします。「異議なし」という声が出てきておりますが、特に御意見御質問ございませんでしょうか？

(はい、と返答有り)

幸山会長

それでは、協議第2号か第4号までにつきましては御意見等ないようでございますので、それでは採決をさせていただきたいと思えます。まず、協議第1号の合併の方式についてでございますけれども、附帯意見を付けて改めて読ませさせていただきますが、『熊本市と城南町の合併は、両市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを尊重しつつ、「対等な立場」「互助の精神」の理念の下、「合併協議項目の調整方針」に基づく協議を行うことにより、両市町の一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとする。』という附帯意見付き、それから協議第2号から第4号までについては原案通り、以上4項目につきましては御異議ご

ございませんでしょうか？

(はい、と返答あり)

幸山会長

それでは異議なしということでございますので、協議第1号から協議第4号までの4項目につきましてはそのようなことで承認ということで扱わせていただきたいと思いますというふうに存じます。

それでは、続きまして協議項目の提案をさせていただきたいと存じます。これからの項目につきましては、これは第1回目の時に御説明申し上げましたように、本日は提案のみでございます、承認の是非につきましては次回の協議会で諮らせていただきたいと思いますというふうに存じますので、どうぞ御協力よろしくお願い申し上げます。それでは協議第21号「環境保全関係事業」について事務局から説明お願い致します。

事務局

協議会資料17頁を御開きいただきたいと存じます。協議第21号「環境保全関係事業について(その1)」と致しまして、今回4つの事業につきまして御提案をさせていただきたいと存じます。記載していますように「合併処理浄化槽整備事業」「水質監視事業」「水資源有効活用促進事業」「新世紀漱石の森づくり事業」の4事業でございます。

続きまして18頁を御開きいただきたいと存じます。環境保全部会では、ここに記載しております41の事業について事務レベルの協議をやっておりますが、この中で今回の御提案が1から4まででございます。次の5から11の7項目につきましては、宇城広域連合との協議が必要なことから次回以降の御提案とさせていただきたいと存じます。また、12から41の項目につきましては両市町の制度に大きな差がない、あるいは熊本市単独の事業で住民の皆様方の生活に大きな影響を与えるものでもないことから、幹事会止まりの調整とさせていただきたいと存じます。

19頁をお願い致します。まず今回の御提案の第1点でございますが、「合併処理浄化槽整備事業」でございます。中程に両市町の制度比較を記載させていただいておりますが、この中で両市町ともいわゆる下水道認可区域外、城南町さんにはこれに加えて農業集落排水事業区域外において小型合併浄化槽を設置する方に対しましての助成制度を補助金の交付要項で定められております。まず、両市町の制度の違いでございますが、まず熊本市側が11人槽以上50人槽までの助成金があるということが1点でございます。また小さな点では7人槽、10人槽につきましては若干城南町の制度の方が有利でございます。制度を統一する際、どちらの制度に統一するかということでトータル的に考えますと熊本市の制度の方が住民の皆様方に有利でありますことから調整方針と致しましては熊本市の例により統一するという調整方針を書かせていただいております。

続きまして、20頁を御開きいただきたいと存じます。20頁、21頁でございますが、「水資源有効活用促進事業」これは、熊本市独自の事業でございます。左側の熊本市の欄

に1から次頁まで5つの事業を書かせていただいておりますけれども、この中で特に、2「雨水貯留施設助成」助成額が貯留槽でございますと工事費用の2/3以内の限度額7万円。貯留タンクの場合、同じく2/3以内で限度額が3万5千円というような助成制度が熊本市にはございます。また大きな5でございますけれども、「くまもと水ブランド推進」ということで、水の都くまもとのアピールを熊本市はやっております。このようなことから合併をいたしましたら新市の事業としてこの事業を城南町にも適用するというので、「新市の事業として継続する」という調整方針を書かせていただいております。

続きまして22頁でございます。こちらも同じく水でございますけれども、これは水質の監視事業でございます。両市町共に制度はございますけれども、ご覧になっていただけますように、大きな1、3に記載させていただいておりますように熊本市の方がメニューが多くございます。特に1の「地下の水質監視」でございますけれども、いわゆる「観測井」井戸といいますものを市内に200か所設置致しまして地下水の水質を監視するような体制を熊本市はとっております。また化学物質の汚染調査もいたしております。これも前の項目と同じように熊本市の例により統一する、あるいはない事業につきましては熊本市の事業として継続するというような形の調整をお願いできればと考えております。環境保全部会の最後でございますが、緑化事業でございます。熊本市では「新世紀漱石の森づくり事業」とネーミングさせていただいておりますけれども、この左側の欄でございますが、特に家庭の森づくり事業では3m以上の樹木を植栽する際には、限度額2万円がございましたけれども50%の補助。事業所さんが森づくり事業をされる場合は生垣でございますと7万円、構造物などの取り壊しには5万円等の補助制度。また、街並みづくりにつきましては、生垣の設置には7万円、構造物などの取り壊しには5万円等の緑化事業に対する助成制度がございます。また中ほどの④でございますが、実は先週の土曜日にも実施させていただきましたけれども、お子様が誕生された時、結婚された時、家を新築された時などに記念として樹木を無料で配布させていただいております。この制度につきましても新市の事業として継続すると調整方針にさせていただいております。環境保全部会からは以上でございます。

幸山会長

只今、事務局から説明のありました協議第21号につきまして、御質問御意見等ございませんでしょうか？先ほど御説明申し上げましたように、採決は次回の協議会の際ということでその時にも御意見御質問等がありますれば受ける機会というのは作らせていただきたいと思っております。

では、手が上がりましたので、手前の方から申し訳ないのですが、大寫委員さんの方からお願い致します。

大寫委員

地下水の水質監視とありますけれども、これは調査の方法はどのようにされているのですか？

幸山会長

では、事務局の方からよろしいでしょうか。

事務局

水保全課でございます。地下水の調査につきましては定点調査と言いまして、まず一定の観測井を決めておりましてそこを毎年測る分と、汚染地区の周辺ということで熊本市にも有機塩素系で過去に汚染された井戸がございましてその周辺を重点的に測る分と、それともう一つは、そういう場所ではなくて熊本市をメッシュに切りまして、そこを5年間ぐらいかけまして今まで測ったことのないところを測るというような調査をしております。そのトータルがこの本数になるということでありまして、すべての井戸を測っているということではございません。

大鷲委員

わかりました。それからもう一つ、城南町にも塩素イオンというのがちょうど私が住んでいる地区ですけれど、場所は旧松橋町で今の宇城市になっていますけれども、ちょうど前の町境で塩素イオンが極端に増えて地下水が汚染されて今は20何戸ぐらいが基準の200以上で飲めないということで宇城市の方から水をもらっているところなんです。そういうことから県から調査をしていただいていますけれども、地区の人達はそのところを大変心配されておられます。合併した場合、そういうところも考えていただきたいということです。

幸山会長

只今のは要望ということでようございますでしょうか？それでは要望ということで承らせていただきます。次に手を上げておられました東家委員さんお願い致します。

東家委員

23頁の記念樹の配布というところですが、城南町の婦人会の方で子供さんの入学の時や卒業を祝う会を各地区の公民館等を使ってやっているのですが、その時に記念樹を植えているのですが、そういうのも入りますか？

幸山会長

只今、東家委員さんから御質問ありましたが、いかがでしょうか？

事務局

緑保全課でございます。私共記念樹につきましては、一応7種類の樹木を選定いたしまして大きくなるものやあまり大きくならないものということで、ここに記載しておりますような新築・誕生、あるいは結婚・銀婚というように4つの記念に対しまして記念樹を配

布いたしております。今おっしゃいました学校でのものも踏まえましてお話はしているつもりですが、一応私共の制度と致しましてはこれら4つの記念を御祝いするというところで進めさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

幸山会長

今の東家委員の話では、別の協議項目に出てくるということで理解していいのですか？子供の入学や卒業祝う会で樹木の配布をされている、それをどうするのか？というふうな話でしょうか？事務局どうぞ。

事務局

只今、東家委員さんがおっしゃいましたのは町の事業としてではなく、婦人会の事業としてされていたということですので作業部会の方ではまだ協議していなかったものですか。

幸山会長

地域婦人会の事業をどうするのか？というこのところに入ってくるということ？

(東家委員のマイクなしでの発言)

幸山会長

なるほど。現在の制度としては対象にならないと。今の市の制度の説明ということであったわけでございますが、東家委員さんいかがでしょうか？

東家委員

種類はまちまちなんですが、各地区の公民館の公園とかお宮とか道沿いに花が咲くものとか実がなるものを植えると子供たちが水掛けもしますし、地域との交流も深まりますし、「いつになったら生るね」とか楽しみにして郷土愛とかも生まれているので、入れてもらえたら助かります。

幸山会長

事務局の方からどうぞ。

事務局

緑保全課からも説明がありましたように、これは個人の方に希望者にお配りする制度なんです。お一人お一人にお配りする制度でございまして、今おっしゃってらっしゃるのは、活動としてなさるということでございますので婦人会の活動の中での御議論ということでそういうふうになさせていただきたいと思っております。これを活動としてではない制度でございまして、別の場所での御議論とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ます。

幸山会長

只今の東家委員さんの御意見は受け止めさせていただきまして、今後どのような形にするのかを改めて御報告をさせていただきたいと思います。

東家委員

ありがとうございます。

幸山会長

はい、あともう一方。松岡委員さん、どうぞ。

松岡委員

20頁の3項目の雨水事業促進についてですけれども、城南町にも杉上、隈庄、豊田という3校区にそれぞれ小学校がございます。今、学校教育の中で子供たちに地球温暖化防止について考えなさいということ盛んにいろんなところで叫ばれていると思いますが、僕はこれについて大賛成なんです。いわゆるこの地球温暖化に対して自分たちに何ができるのか子供たちに教えるのは大事ではないかと。この雨水貯留タンクの設置にというのはもし合併すればこの3校区にもこの事業は城南町にも適用されるのかというのが1点。それと、熊本市でも平成19年度で27校が設置されているということですが、この管理体制がどうなっているのかについてお聞きしたいと思います。

幸山会長

それでは、この2点について回答をお願いします。

事務局

水保全課でございます。まず、今熊本市の小学校に200ℓの雨水貯留タンクを節水教育の一環として設置させていただいております。実際の規模というのはそれだけなんですけど、雨水を使って再利用で花壇に水をやるとかいうことの教育の一環ということでございまして、熊本市内の小学校については全て配布しております。20年度からは中学校にも配布いたしております。合併後につきましては、当然熊本市と同じように小中学校に城南町の方にも付けていこうと考えております。もう一点、危機管理についてですけれども、200ℓの家庭用の雨水タンクと同じ規模ですので管理については、その学校にお任せしているという状況です。

幸山会長

ようございますでしょうか？他にございませんでしょうか？

岩下委員さん、どうぞ。

岩下委員

熊本市で色々やっているもので、城南町ではやっていないことがたくさんあるんですが、これは熊本市と合併すれば全部適用されるということですか？そこで質問なんですけれども、19頁の浄化槽の件なんですけれども、この見方について熊本市は平成19年度172基に対して7,300万円ぐらいの補助金を交付したということですか？その172基の内訳ですね、上の方に5人槽、6～7人槽といろいろありますけれども、その内訳はわかりますか？

幸山会長

はい、内訳はいかがでしょうか？すぐに出てきますか？

岩下委員

城南町はわかりますか？

城南町（マイクなしでの発言）

大変申し訳ございませんけれども、現段階は把握しておりません。今の御質問につきましては熊本市、城南町の次回の会議の時に答えたいと思います。

岩下委員

熊本市はわかりますか？

事務局

浄化槽を担当しております、浄化対策課でございます。よろしく申し上げます。只今の人槽別の実績ですが、19年度の実績で申しますと、5人槽が77基、6～7人槽が94基、8～10人槽が1基、合わせて172基となっております。

岩下委員

では、11人槽が以上はまったくないということですね？

事務局

19年度につきましては11人槽以上はございません。

岩下委員

傾向的にはこういう傾向ですか？前の年度も。

事務局

そうですね。

岩下委員

結局、多い人槽は計画はされているけれども、ほとんど消化されていないということですね？

事務局

18年度、17年度それ以前は1基か2基ぐらいずつ出ておりました。ただ19年度は申請は無かったという状況です。

岩下委員

わかりました。

幸山会長

よろしいでしょうか？

はい、事務局からどうぞ。

事務局

補足説明させていただきます。この11人槽以上でございますけれども、合併いたしました富合地区からすでに2件申請が上がってきていると聞いております。決算の形としては出ておりませんが、今後は出てくるのではないかと考えております。

幸山会長

他に御質問等ございませんでしょうか？それでは他に御質疑が無ければ次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、と返答あり)

幸山会長

はい、では次に移らせていただきます。協議第25号「水道関係事業について」でございます。事務局の方から説明をお願いします。

事務局

資料の25頁をお開きいただきたいと思います。協議第25号「水道関係事業」でございます。水道関係につきましては協議致しましたすべての項目を挙げさせていただいております。3点でございます。まず第1点でございますけれども、城南町の地区営水道、いわゆる簡易水道につきましては、町営化を目指し平成22年3月までに認可が取得できるよう努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組むという調整方針にさせていただいております。2点目が現在町営でお進めになっておられます簡易水道事業でございます。

が、これは平成25年度完了予定とし、熊本市に引き継ぐと。水道料金及び加入金は合併時に熊本市の料金体系に統一するという調整にさせていただいております。3番目が未普及地域を含む上水道事業になります。対象人口が増えますことから上水道事業となりますが、これにつきましては調査を実施しその後10年程度の計画を策定し、平成21年度までに事業認可を得る方向で努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組むとさせていただきたいと思っております。なお、整備にあたりましては、先ほど大島委員から御質問ございました水質悪化地域の整備を優先的に進めていくこととするとさせていただいております。詳細につきましては次頁で御説明させていただきたいと思っております。

27頁を御開きいただきたいと存じます。協議の1点目、簡易水道事業でございます。まず協議内容をご覧いただきたいと存じます。城南町には18の地区営、いわゆる組合営の簡易水道がございまして、専用水道を含めた水道普及率は約30%となっております。ただ、この2段目に書いてありますように、県の認可を受けているのは2地区のみでございます。あとは無認可状態ということでございます。これは10年更新というルールがございまして免許更新と同じように開設後10年経った場合の更新を忘れていらっしゃる組合もございまして、当初から認可を採っていらっしゃる組合あるというふう聞いております。このようなことから県の方からは認可の取得を要求されているというのが現状でございます。次に下の「相違点と課題」というところ主に課題でございます。城南町の水道は上水道事業ではなくて、町営でされておられます事業を含めて19地域の簡易水道事業からなっておりますけれども、先ほど申し上げましたように県からは町営として統合するか、または個別に認可申請するかの選択を迫られていらっしゃるところでございます。一方で複数の簡易水道を統合する計画を策定し、平成21年度までに提出したものに限り現行の国庫補助事業の対象となるというような優遇措置がございましてことから町としての方向性を早期に決定し取り組む必要があるかというのが課題でございます。調整方針といたしましては、城南町の地区営水道については町営化を目指し平成22年3月までに認可が取得できるよう努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組むという調整にさせていただいております。

続きまして28頁でございます。28頁が現在、町がお進めなっておられます町営の簡易水道事業でございます。これは調整方針をご覧いただきたいと思っております。計画通りに平成25年度を完了予定として熊本市に引き継ぐという調整方針を書かせていただいております。さらに水道料金及び加入金は合併時に熊本市の料金体系に統一するという調整方針を書かせていただいております。制度比較の下段の方を御覧いただきたいと思っております。これは、熊本市の水道料金の方が平均的な口径13mm使用、1か月に29m³の使用料金を想定した場合、熊本市が4,032円に対しまして、城南町は5,800円でございますので約1,800円程熊本市の方が安うございますので熊本市の料金に統一するという調整にさせていただいております。加入負担金につきましては、両市町ともほぼ同じでございますので合併時に熊本市の料金体系に統一させていただきたいと思っております。

続きまして、最後に「上水道事業」でございます。現在の城南地域につきましては未普及地域が多ございまして、先ほど城南町の委員さんの方からもありましたように水質の悪

化でありますとか、冒頭申し上げましたような町営化を迫られているという状況もございまして、この上水道事業をどうしていくのか？ということを経営レベルでも長時間協議をいたしまして中ほどの調整方針とさせていただいております。読み上げます。「未普及地域を含む上水道事業については、調査を実施し、その後10年程度の計画を策定し平成21年度までに事業認可を得る方向で努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。なお、整備にあたっては水質悪化地域の整備を優先的に進めていくこととする」という調整方針にさせていただいております。事務局からは以上です。

幸山会長

只今、事務局から説明がありました協議第25号につきまして御意見御質問等ございましたらお聞き致します。いかがでしょうか？

松岡委員さん、お願い致します。

松岡委員

29頁の「未普及地域を含む上水道事業については、調査を実施」とありますが、期間はどのくらいですか？

幸山会長

調査期間についてでございますが、お願いします。

事務局（城南町上下水道課）

そのことにつきましては「21年度までに事業認可を得る方向で努める」ということですので21年度中に調査を行う。その期間が地区的にどのくらい時間を要するのか現段階では詳細把握出来ませんので、最終的な期限が21年度までに認可を取る準備を行うということに致しております。

幸山会長

事務局からどうぞ。

事務局

私の方から若干補足させていただきます。事業認可に必要な期間といいますのは県の方に確認いたしましたところ1か月程度ということでございますので、調査につきましては只今城南町さんから御説明がありましたように、間に合うものと考えております。

幸山会長

ようございますでしょうか？他に何か御質問等あればお願い致します。

はい、柴田委員さんお願いします。

栄田委員

28頁の市町村別内容の一般的な家庭の水道料金の城南町の例なんですけれども、口径13mm、1か月に29m³で4人家族で平均5,800円というこの資料はどういうものから取ったのですか？

幸山会長

では、事務局のほうからお願いします。

事務局

城南町の上下水道課でございます。城南町は20mmで10t以下が2,000円となっております。超過料金といたしまして200円ということになっておりますので、その計算の積み上げといたしまして、ここに表示しているような金額になっております。以上でございます。

幸山会長

よろしいでしょうか？

はい、栄田委員さん。

栄田委員

私の家庭を申し上げまして大変恐縮なのですが、あまりにも格差が有り過ぎるので不思議に思ったんですけれど、1か月うちは1,000円なんですよ、ほとんど。

幸山会長

事務局の方からどうぞ。

事務局

大変申し訳ございません。只今御手元の資料に積算してあります料金は、例えば栄田委員さんが加入の組合の料金、m³当たりの料金がいくらかは分かりませんが、大抵50円いくらかいかないかだと思います。この料金の算定はm³200円、現在行っております中央地区の簡易水道の使用料金がm³200円を想定いたしておりますので、その料金で計算した例がこのようになるわけでございます。従いまして、この項目につきましては、町営簡易水道事業の項目を協議する頁でございますので、隈庄の中央地区の簡易水道を算定しております。

栄田委員

はい、わかりました。

幸山会長

他に何かございませんか？

東家委員さん、どうぞ。

東家委員

29頁の未普及地域を含む上水道事業の件ですが、認可を21年度中に受けてその後10年程度の計画を策定となっていますが、もう少し早くしてもらわないと使えなくなります。今使っているところもほとんど。

幸山会長

という東家委員さんからの御意見でございますけれども。事務局から。

事務局

只今の東家委員さんからの御質問、未普及地域先ほど1番の項目にも出ましたように城南町には現在18の地区営の簡易水道、それと現在取り組んでおります中央地区の簡易水道が合わせて19地域ございますが、それ以外の未普及地域については現在自家ボーリングでございます。先ほどから説明の中に出てきています事業認可なんですけれども、地区営の水道が無認可その解消と合わせて上水道事業の整備をしていければということで国庫補助を利用したいという考えですけれども、そういった観点から城南町の委員さんは御存じだと思いますけれども、地区営水道を町営化する、これにつきましても相当な期間を要する難問でございます。従いまして、そういった地区営水道と合わせながら未普及地域の解消を図るということで10年よりも早くできればそれが理想的なのかもしれませんが、現段階での計画といたしましては、10年程度がベスト、もしくはその地区の簡易水道組合の御協力次第では若干それよりも計画が延びるかもしれないし、早くなるかもしれない。今の段階ではここに書いてあります通りで事務方は進めていく努力をするということしか答えることができないかと思えます。

幸山会長

いかがでしょうか？東家委員さん

東家委員

わかりました。内輪もめでした。

幸山会長

整備にあたっては水質悪化地域の整備を優先的にというような文言も記載されておりますけれども、それぞれの状況等踏まえた上でも対応が必要となってこようかと思えます。

はい、戸内委員さんどうぞ。

戸内委員

今の東家委員さんの質問に関連しますけれども、29頁のまだ普及していない地域の上水道事業については「10年程度の計画を策定し」ということが協議の場になっておりますけれども、最終的に次回決定という形になった時に、城南町としてもこの上水道事業は大きな課題として残されるわけですが、計画を10年以内で策定されるのか、10年間以内に実施されるのか。これについて今日の段階では出てないのですが、次回に決定となりましてもこれがこういう形では決定はちょっと難しいと思います。それと、簡易水道につきましても、一旦町営水道化してその後合併した後に市営というふうになっていくと思いますけれども、簡易水道につきましても古いのは水源が20年、30年経っているものもあります。そうすると当然水源はどこから連結しなければならない時期がくるかと思いますが、その辺も含めてこの上水道事業については期限も含めて是非お聞きしたい。また協議をさせていただきたいと思います。

幸山会長

はい、事務局の方から。

事務局

前段の方につきまして私の方から御答えさせていただきたいと思います。「計画を策定し」と表現が少し曖昧な部分があったかもしれませんが、計画を策定し事業認可を採るところを努めるということを書かせていただいております。事業認可が取れたら直ちに合併した場合は22年の4月から事業に着手するというところでございます。

幸山会長

はい、どうぞ。

事務局

それと、期限を含めて10年程度の計画というのは、10年以内計画を作るということではございませんで、今ありましたように、10年間で整備を終える方向で現在事務方は協議、要望をいたしております。あとは調査をした段階ではたしてそれが10年間程度で実務的に可能なかどうか判断しながら計画を策定させていただければということで協議を現在進めております。従いまして、本日この場で最終期限というのを御示しすることはなかなか今の時点では難しいところがございますけれども、城南町側としましては、10年程度で整備を終えるような努力を現在事務方で行っておりますのでこのような記載になっていることを御理解いただきたいと思います。

幸山会長

ようございますでしょうか？

それでは、八幡副会長さんから手が上がっておりますのでどうぞ。

八幡副会長

城南町側の委員さんの想いがちょっと正確に伝わっていないようです。これは結論から言いますと、例えば城南町としては10年以内にやりたいんだと、やれるときはやってくれるのか、お金を出してくれるのか、という思いでの質問でありまして、そうだと思います。今事務方の答えは財政的な答えではなくて手続き的なこと。だいたい城南町の内部事情でそれは現実的にはなかなか困難というのがあってそのような御答えですから私からもう一点。熊本市側としては手続きが出来れば城南町も10年以内にやりたいということで10年以内に財政的にやっていただけるのか？とそういう気持ちで言っておられるのだと思います。その1点市側からよろしくお願いします。

幸山会長

今の副会長からの御質問に対して事務局からどうぞ。

事務局

ここに書いてあります通り、手続きが完了いたしましたら10年程度の計画を国県に御承認いただけましたら直ちに22年4月から着手していきたいと考えております。

幸山会長

はい。東家委員さんどうぞ。

東家委員

もうすでに飲めない地区もあるんですよ、本当に。命の水ですから10年以内にできるかできないかではなく、5年以内に是非やってください。一番私たちが大事に思っているところで現在簡易水道を引いておられるところはいいのですけれども、まだ未普及地域というのは10年も待ってられない。どんどん汚染された感じがしますのです是非この点だけは10年以上かかると言われても吞めません。

幸山会長

この水道事業に関しては様々な御意見が出てきているところがございますけれども、どうぞ他にあればこの際ですから伺っていきたくと思います。

松岡委員さん、どうぞ。

松岡委員

今熊本市と城南町からの説明がございましたけれども、この調整方針の文章をもう少し何とかありませんか？明確に10年以内にやるんだという言葉が入ればいいのですけどね。少なくとも今東家委員さんがおっしゃった通りもう少し加速度的な発言そういう実施ができないのかな？と思います。これは生活基盤が非常に大事ですので是非文章をわかりやすく。私たちは帰ってから町民に理解してもらわなくてはならない立場ですので、町民の方々

の理解を得る為にももっとわかりやすい文章表現をいただけないでしょうか？以上です。

幸山会長

冒頭申し上げましたように、採決自体はまた次回ということでございますし、今日は色々な御意見を伺うというふうな中でまた次回事務局の方から新たな提案があるかもしれませんし、考え方を整理した上でまた御提案ということもあろうかと思っておりますので、とにかく今日のこの場で御意見等をお聞かせいただきたいと思います。今のことも事務局の方では受け止めていると思います。

他いかがでしょうか？はい、事務局から。

事務局

城南町の水道の問題は非常に重要なことであると。やはり合併に関しての大きな課題であることは事務局としても十分わかっておりますし、今出来る限りの表現でとにかく合併することによって上水道整備、もしくは簡易水道整備が進むような形での協議をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

幸山会長

他に何か御意見ございますでしょうか？

そうしましたら、今の事務局の方からの回答はもう一度この協議結果、調整方針というもの今の御意見を踏まえてもう一度見直すということによろしいでしょうか？

事務局

再度、協議させていただきまして次回提案させていただきたいと思っております。その際はでき次第委員さんには御送り致したいと思っております。

幸山会長

他協議第25号に関しましては何か御意見御質問ございませんでしょうか？

八幡副会長さん、どうぞ。

八幡副会長

今色々意見はございましたが、次の会合の時に今日の意見を踏まえて新しい文言で出されるという話でした。その間に町側は議会も特別調査委員会、それから合併検討委員会で今日の提案をこの次の会合の前に町内で会議をされるわけです。その時これを今のままで出したらまた同じような話し合いになりますのでできればその町の会議に出す段階で今日の意見を踏まえた文言でやっていただけたらと思います。でなければ、このまま審議してもまたこの場で今のあれが出てきてここに向けての町内での特別委員会とかでは「これは駄目」という結論になりかねない。ですので、できれば私の希望としてはそのようにできないかなと思います。

幸山会長

事務局、お願いします。

事務局

その町の会議はいつ頃になりますか？

(マイクなしの発言)

事務局

はい、わかりました。再提案の文面を次回に出しても何ですので、今町長がおっしゃったようにその19日に会議があるのであればその前に会議に間に合うように両方の委員さんにお示しをさせていただきたいと思います。

幸山会長

前田委員さん、どうぞ。

前田委員

今事務方からありましたが、議会は合併調査委員会をまた行います。それと合併検討委員会というのを各種団体の長さんでありますから、その席上に出す前に早めに修正案をいただけるなら結構かと思います。よろしくお願いします。

幸山会長

事務局よろしいですか？

事務局

はい、もちろん間に合うように致します。

幸山会長

他ございませんでしょうか？

(はい、と返答あり)

幸山会長

それでは改めて無いようですので、次の協議項目に移らせていただきます。

続きまして協議第26号「電算関係事業について」であります。事務局の方から説明をお願いします。どうぞ。

事務局

協議会資料31頁を御開きいただきたいと存じます。電算関係事業につきましては2点御提案を申し上げたいと思います。33頁を御開きいただきたいと存じます。まず電算システムの基幹系システムでございますが、これは熊本市のシステムに統合するという調整方針を書かせていただいております。個別のソフト事業につきましては、城南町の方に優れた制度もたくさんございますけれども、いわゆる容量的に熊本市の方が67万市民分の容量を抱えておりますようなことから熊本市のシステムに統合するという調整をさせていただきます。

続きまして36頁をお願い致します。「情報ネットワークシステム」でございます。これも基幹系と同じ理由によりまして熊本市のシステムに統合するという調整方針を書かせていただいております。事務局からは以上でございます。

幸山会長

只今、説明のありました協議第26号につきまして御意見御質問等ございましたらお願い致します。非常に専門用語が多いですけれども、なかなか手が上がらないようでございますので、先ほど申し上げましたように次回も御意見等をいただく時間を割きたいと思えますので次に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、と返答あり)

幸山会長

それでは、御質疑等ないようでございますので協議第26号につきましては終了とさせていただきます。

以上で本日提案致しました協議項目は終了致しました。最後に「その他」となっておりますが、委員の皆様方から何かございませんでしょうか？

上村委員さん、どうぞ。

上村委員

改めて指摘する必要もないと思いますが、先ほどの水道関係の問題、城南町にとっては非常に切実な課題でありますから次回の協議会でやりとりをしなくても城南町の意向を汲んだところの考え方を提出していただくように強く要望しておきます。

幸山会長

要望ということで改めていただいたところでございます。

他にございませんか？

それでは、他無いようでございますので以上を持ちまして本日の議事はすべて終了とさせていただきます。委員の皆様方には議事進行に対しまして御協力をいただきまして心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

司会

それでは、最後に閉会の御挨拶を当協議会副会長の八幡城南町長にお願い致します。

八幡副会長

本日は長時間に亘りまして第2回目の熊本市・城南町合併協議会が皆さん方の御協力のもとに、無事終わることが出来ました。本当に御苦労さまでした。いよいよ今日から実質的な協議に入ったわけでございます。具体的な色々な意見も出ました。まずは、合併の方式のところで色々城南町側から出ましたように、基本的には本当に城南町といたしましては、熊本市にお世話になることが実質的に多いと思っておりますが、ただ町内には熊本市と一緒になれば町が呑みこまれてしまうような思いが正直言ってあるわけでございます。そういった点から合併の方式のところに「対等の立場」あるいは「互助の精神」というような具体的な文言を入れていただくということで本当に私も良かったと思っております。どうぞ今後ともお互いしっかり信頼関係を築き、またお互い前向きにこの協議を進めて是非合併が実現することを心から祈念を申し上げまして本日の協議会を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

午後4時35分 終了

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年 / 月29日

署名委員

戸内敏

署名委員

中山直